

鳥取県知事からの質問に対する回答

令和6年9月5日
原子力規制庁

8月9日鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議における質問内容

○原子力規制庁においては、南海トラフ地震のような巨大地震を想定して、全国の原子力発電所の安全性について審査を行っていると思うが、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていない島根原子力発電所は、南海トラフ地震が起きても安全が確保されるのか？

回答

- 新規制基準では、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震を複数選定し、選定した検討用地震ごとに不確かさを考慮した地震動評価を行い、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を策定することを要求しています。

- 原子力規制委員会は、島根原子力発電所2号炉における設置変更許可申請に対する審査において、南海トラフ地震のようなプレート間地震について、地震規模（マグニチュード）と震央距離（デルタ）との関係から敷地への影響は大きくないこと、及び内閣府から2012年に公表された「南海トラフの巨大地震モデル検討会における震度の最大分布」では発電所が位置する島根半島は概ね震度4とされていることを確認した上で、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として選定された宍道断層等による地震が起こっても、施設の安全性が確保できるとした中国電力の評価結果は、妥当であると判断しています。